

○神戸学院大学受託研究規程

2007年4月1日

制定

改正 2008年10月1日

2010年4月1日

2011年4月1日

2014年4月1日

2015年4月1日

2017年4月1日

2018年2月22日

(目的)

第1条 この規程は、神戸学院大学(以下「本学」という。)が教育研究活動の活性化及び社会貢献に寄与するために行われる受託研究の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、受託研究とは、民間企業、公共団体及びこれらに準ずる学外機関等(以下「学外機関」という。)から委託を受けて、本学の専任教育職員が行う研究であつて本学が受託者となるものをいう。

(受入原則)

第3条 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合及び学術振興と社会貢献に資することが期待されると認められる場合に、これを受け入れるものとする。

(受入条件)

第4条 受託研究の受け入れ条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託研究に要する経費(以下「研究費」という。)によつて取得した設備等は、本学の資産とすること。
- (2) 受託研究は、研究を委託する者(以下「委託者」という。)が一方的に中止することはできないこと。ただし、その責が本学にある場合はこの限りでない。
- (3) 受託研究をやむを得ない事由により中止し、又はその期間を延長する場合、委託者に損害が生じても本学はその責を負わないこと。
- (4) 受託研究の結果、知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権並び

にこれらの権利を受ける権利をいう。)等の権利が生じ、その帰属及び使用につき別段の定めのないときは本学と委託者の協議によること。

(申請)

第5条 受託研究を行う場合、委託者及び本学において当該研究の実施を担当する者(以下「研究担当者」という。)は、所定の研究依頼書及び受託研究承認申請書を研究担当者の所属する学部、研究科又は全学教育推進機構(以下「学部等」という。)の長を経て、学長に提出しなければならない。

(承認)

第6条 受託研究の受け入れ承認は、当該学部等の意思決定機関の議を経て、学長が行うものとする。

(契約の締結)

第7条 学長は、受託研究の受け入れを承認したときは、ただちに委託者との間に受託研究契約を締結しなければならない。

(研究費)

第8条 受託研究契約が締結されたときは、委託者は所要の研究費を契約に定める期間内に本学に納付しなければならない。

- 2 研究費は、研究を遂行する上で直接必要な研究経費(以下「研究経費」という。)並びに研究に要する施設設備整備・維持費、光熱水費及び事務管理費等の経費(以下「一般管理費」という。)とする。
- 3 研究費は、原則としてその10%を一般管理費とし、残額を研究経費として研究担当者に配当する。
- 4 研究費が指定の期間内に納付されないときは、本学は受託研究を取り消すものとする。
- 5 既納の研究費は、これを返還しない。ただし、天災、その他やむを得ない事由により研究を継続できないときは、その全部又は一部を委託者に返還することができる。
- 6 納付された研究費の執行は、学校法人神戸学院経理規則により行う。

(受託研究に要する設備等)

第9条 本学は、その所有する施設・設備等を本来の教育研究に支障のない範囲で、受託研究の実施のために使用することができる。

- 2 委託者は、研究の遂行上必要な場合、その所有する設備・備品等は無償で本学に設置し、研究担当者の使用に供することができる。

(報告)

第10条 研究担当者は、当該受託研究を完了又は中止したときは、委託者に報告するとともに、所定の受託研究成果報告書を学部等の長を経て、学長に提出するものとする。

(成果の公表)

第11条 当該受託研究の成果については原則として公表するものとする。ただし、知的財産の保護の必要等正当な理由のあるときは、委託者と協議のうえ、公表の時期・方法等について定めるものとする。

(その他)

第12条 本規程に定める事項以外については、委託者と協議のうえ、定めるものとする。

(所管)

第13条 受託研究に関する事務は、研究支援グループ及び経理事務グループにおいて行う。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、研究支援委員会及び評議会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、2007年4月1日から施行する。

2 神戸学院大学受託研究取扱内規(1991年4月1日制定)は廃止する。

附 則(2008年10月1日)

この規程は、2008年10月1日から施行する。

附 則(2010年4月1日)

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則(2011年4月1日)

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則(2014年4月1日)

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則(2015年4月1日)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則(2017年4月1日)

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則(2018年2月22日)

この規程は、2018年2月22日から施行する。